

伊勢原市民文化会館施設改修工事設計業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月

伊勢原市 市民生活部 市民協働課市民文化会館担当

1 目的

この要領は、伊勢原市(以下「発注者」という。)が発注する「伊勢原市民文化会館施設改修工事設計業務」において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に関して必要な手続き等を定めるものである。

2 業務の概要

(1)委託業務名

伊勢原市民文化会館施設改修工事設計業務

(2)履行期間

契約締結日から令和 9 年6月 30 日までとする。

(3)業務内容

別紙仕様書のとおり

(4)契約上限額

134,354,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 担当課・書類提出先

伊勢原市市民生活部市民協働課市民文化会館

所在地 〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地(伊勢原市民文化会館)

電話 0463-92-2300(直通)

電子メール bunkakaikan@isehara-city.jp

4 スケジュール

内 容	期 日 等
公募の開始	10 月 2 日(金)から、仕様書及びプロポーザルの実施要領を伊勢原市公式ホームページに掲載・担当課で配布
企画提案参加申込締切	10 月 15 日(木)午後5時まで
審査結果の通知	10 月 20 日(火)
質問の受付	10 月 22 日(木)午後5時まで
質問の回答	10 月 29 日(木)
企画提案書の提出	11月13日(金)までの休館日を除く、午前9時から午後5時まで
選定結果の通知	11月下旬の予定

※ 期日等については、事務の都合により変更する場合がある。

5 応募者の資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

なお、契約締結までに要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。

- (1)市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿にコンサル(建築設計)として登録されていること。
- (2)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3)平成28年4月1日以降に設計が完了した音楽ホール又は類似施設(本施設の大ホールに類似するコンベンションホール、多目的ホール等。発注者が公共、民間を問わない。)の実施設計(新築又は改修とする。)の実績を元請けとして受託し、履行した実績を有していること。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア このプロポーザル実施の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格の停止期間中の者。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)

ウ 伊勢原市暴力団排除条例(平成23年伊勢原市条例第12号)に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者。

エ 直近の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない者。

6 企画提案参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を10月15日(木)午後5時まで担当課へ電子データ(PDF形式・押印あり)を電子メールに添付し送付すること。

また、原本1部を後日、持参または郵送すること。

なお、期限までに電子データの送付がない場合は参加の意思がないものとみなす。

① 参加表明書(様式1)

② 会社概要(様式2)

一社で業務を行えない場合は、他の事業者と協力して業務を行うことができるものとする。ただし、協力事業者は業務の一部のみを行い、主たる業務は代表事業者が行うものとする。

7 企画提案書の作成及び提出

(1)企画提案書の内容

- ① 企画提案書(表紙)(様式 3)
- ② 業務実績表(様式 4)
- ③ 業務実施体制(様式 5)
- ④ 配置技術者の経歴等(様式 6)
- ⑤ 見積書(任意様式)

ア 法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

イ 見積総額は、契約上限額(消費税及び地方消費税を含む。)を超えないこと。

ウ 具体的な積算内訳及び合計額を記載すること。

- ⑥ 提案書(任意様式)

提案を求めるテーマは次に示すとおりとし、設計条件書等を参照すること。A4判縦で15枚以内(両面印刷可)で作成すること。なお、A3判横の折込みも可とする。

ア 大小ホールの改修(特定天井、客席、空調騒音、舞台設備)

※特定天井、客席、空調、照明、舞台設備等においてホールの快適性、騒音対策、音響性能などの考え方

イ 衛生空調環境整備(トイレ、空調、バリアフリー、UD)

※トイレの快適性、効率的な空調方式、バリアフリー対策、ユニバーサルデザインなどの考え方

ウ 本庁舎との共用設備の改修(熱源設備、発電設備)

※共用設備の切替にあたり本庁舎業務への配慮、熱源設備の将来的な本庁舎との分離などの考え方

エ 施設の魅力向上(エントランスホール、LED)

※エントランスホール特定天井、内部外部劣化改修、LED 化などにより市民が立ち寄りたくなる賑わい・交流を生む魅力ある空間演出の考え方

オ 工事の発注支援・積算工程業務実施計画(設計、積算の進め方、発注支援(分割、工期設定等))

※市場動向を見据えた積算、当初令和 9 年 4 月からの休館期間内で取り組むべき工事や不調防止となるような工事発注区分、分割発注など発注支援に対する考え方

カ 環境負荷の低減、周辺環境保全(環境配慮、LCC、景観、地域性等)

※環境配慮、LCC 縮減、景観や地域特性に対する考え方

(2)企画提案書の規格及び提出部数

下表の順番に簡易なA4ファイル等に綴じ、インデックスを付け、下表の部数を提出すること。企画提案書(表紙)、見積書の正本にのみ法人等団体の名称を記載し、その他の書類には団体名や事業者を特定できるマーク等は表記しないこと。

順番	提出書類	提出部数
1	企画提案書(表紙) 様式 3	正本 1 部
2	見積書	正本 1 部
3	業務実績表 様式 4	正本 1 部・副本 7 部
4	業務実施体制 様式 5	
5	配置技術者の経歴等 様式 6	
6	提案書	

(3)提出方法

11月13日(金)までの休館日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間で、担当課に、事前に来庁時間を予約し、持参するものとする。

8 質問票の提出及び回答

本業務の内容等に関して質問がある場合は、「質問票(様式7)」により次のとおり行うこと。なお、質問は提出書類及び企画提案書の作成に関するものとし、評価及び審査に関するものは一切受け付けない。

(1)提出方法

10月 22 日(木)午後5時までに電子メールで担当課へ提出する。

電子メールの表題は「伊勢原市民文化会館施設改修工事設計業務に関する質問票(法人名)」とする。

なお、メール送信後に事故防止のため、必ず担当課に送信確認の電話をすること。

(2)回答方法

業者からの質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き10月 29 日(木)までに電子メールにより送信する。なお、内容に関する再質問は一切受け付けない。

9 審査

(1)企画提案の評価

企画提案の評価は、項番7(1)②～⑤についての書類審査、⑥について市職員で構成される選定委員会による審査により行う。

(2)評価基準等

企画提案書の評価は別紙「伊勢原市民文化会館施設改修工事設計業務に係るプロポーザル評価基準」のとおりとする。

(3)契約候補者の特定

評価の公平性を担保するため、選定委員会における企画提案書の評価は、提案者名を伏せた状態にて実施する。

書類審査による評価点数と選定委員会における評価点数の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点者の合計点数が、評価における満点の6割に満たない場合、または項番7(1)⑥ア～カについて評価項目に著しく低い点数があった場合は、契約候補者として特定しないこととする。

審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、見積り金額が安価な事業者を選定する。更に、見積価格も同価格の場合は、選定委員の合議により決定する。

(4) 審査結果の通知

評価結果を踏まえ、契約候補者を特定した後に、選定結果を書面により、参加者全員に郵送にて通知する。

なお、選定結果に対する問合せ、異議申し立ては認めない。

10 契約

(1) 契約の締結

選定の結果、契約候補者と契約内容の調整、仕様書の決定、見積書の提出を経て、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、業務委託契約を締結する。

(2) 特定天井既設補強に係る成果図書等の遵守義務

本業務の履行に当たって、大小ホールの特定天井の設計においては、原則、市が提示する指定評定機関から取得済みの「特定天井任意評定(既設補強)」における成果図書により設計意図・条件を遵守し、これらを正確に継承・反映して実施設計を行うものとする。

(3) その他

契約締結に要する費用は、すべて契約候補者の負担とする。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 「参加資格」の要件を満たさない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)が契約上限額を超えている場合

12 その他留意事項

- (1) 本企画提案の参加申込をした後から企画提案書の提出期限日までは、辞退届(様式8)を担当課へ提出することにより本プロポーザルを辞退することができるが、その後の辞退、契約候補者を特定した後の棄権は原則としてできない。ただし、契約候補者が失格等となった場合は、次順位の者と協議する。
- (2) 企画提案書に記載のある技術者は原則として変更できない。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は円とする。

- (4)本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5)書類提出後の修正または変更は認めない。
- (6)提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7)提出された書類の返却は行わない。